

宇都宮市立五代小学校いじめ防止基本方針（H30.改訂）

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にもあらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、以下の第13条の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校としてもいじめの防止等に向けた取組を充実させる必要があることから本校の基本方針を改訂する。

※法第13条 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

②いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、その保護する児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、五代小いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

① 五代小いじめ等対策委員会

〔構成員〕

- ・ 校長，副校長，教務主任，児童指導主任，当該学級担任及び学年主任，スクールカウンセラー（地域学校園ＳＣ）など。

※いじめの状況に応じて，学校長がその都度追加，決定する。

〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，情報共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善

② 校内研修

- ・ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施
- ・ 要配慮児童の指導上の共通理解，共通実践事項を確認する研修を実施する。

（２）いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については，市，家庭，地域，関係機関等と連携して行う。また，各種年間指導計画の作成にあたっては，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで，学校が組織的に，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく，全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり，認知したいじめについては，いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら，いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また，本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを，学校のホームページや各種たよりで公開したり，保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等，様々な機会を捉えて，積極的に周知したりする。

①いじめの防止

「いじめはどの児童にもあらゆる場面で起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ いじめゼロシールの作成と，胸章への添付による意識付け
- ・ あいさつ運動の実施（毎月１回）
- ・ 若松原地域学校園児童生徒指導強化連絡会・不登校対策連絡会の実施（学期に１回）
- ・ 地区内巡回指導の実施（毎月２回，長期休業中）
- ・ ６年生の中学校授業参観（２月）
- ・ 中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（３月）

- イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施（5月、10月）
 - ・ いじめゼロ強調月間スローガンの掲示
 - ・ いじめゼロアンケートの実施
 - ・ いじめ防止標語の作成と校内掲示
 - ・ いじめに関する内容（「生命尊重」、「思いやり」等）を含んだ道徳の授業の実施
 - ・ いじめに関する内容を含んだ読み聞かせ「おはなし会ぽけっと」の実施

- ウ 「宮っ子心の教育」の実施
 - ・ 規範意識や公共心などの道徳性を育むための道徳の授業の充実
 - ・ 道徳的実践力を高めるための、異学年間の交流や地域人材との交流などの積極的な推進
 - ・ 異学年交流（なかよし給食、なかよしタイム、愛校作業）

- エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導
 - ・ 児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような児童会主催の集会の企画・運営

- オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施
 - ・ 年間指導計画に基づく学級活動の授業の実施
（特にいじめに関連がある情報社会の倫理、公共的なネットワーク社会の構築等の内容）
 - ・ スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進

- カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等
 - ・ 教職員による取り組みチェックシートによる点検

②いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

- ア 児童、保護者への相談窓口等の周知
 - ・ 相談体制（担任→学年主任→副校長になっているが、担任以外の教員に直接相談しても構わないこと）の周知
 - ・ 「相談ポスト」（職員室前廊下）の活用
 - ・ 「24時間いじめ相談ダイヤル」などの電話相談窓口の紹介（パンフレットの配付）

- イ スタンダードダイアリーの活用
 - ・ 学校と家庭間をつなぐ報告・連絡・相談の窓口としての活用

- ウ 児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 - ・ 年4回の「いじめゼロアンケート」の実施（5月・10月・12月・2月）
 - ・ 年2回の教育相談「おはなしタイム」の実施（6月、11～12月）

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・教育委員会によるネットいじめ等パトロール（年3回）を活用した、ネットいじめ等のトラブルの未然防止と児童、保護者への啓発。
- ・アプリやツイッターでのトラブル等の職員への情報提供及び現状の把握
- ・家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」等を活用した校内研修
- ・毎月の職員会議や児童指導部会における、児童指導情報交換会や事例研修
- ・Q-U研修会
- ・朝の打合せでの共通理解

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・いじめの認知に関しては、保護者や児童からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、五代小いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断
- ・認知したいじめについての、加害・被害両児童の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等についての連携

③いじめの対処

五代小いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア 五代小いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係児童から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録を行う。

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の安全確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ いじめの解決に向けた、保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携

エ いじめの解決に向けて、五代小いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

3 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより等を活用するなどして周知を図り、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなどして、取組内容や取組方法の改善に取り組む。